

議案第 13 号

太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について

太宰府市立運動公園条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年 2月26日 提出

太宰府市長 高原 清

理 由

太宰府市立松川運動公園内にスケートボード場を設置したことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市立運動公園条例（昭和 56 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

松川運動公園	グラウンド	1 月 1 日から 1 月末日 まで及び 11 月 1 日から 12 月末日まで	午前 9 時から午後 5 時 まで
		2 月 1 日から 3 月末日 まで及び 10 月 1 日から 10 月末日まで	午前 9 時から午後 6 時 まで
		4 月 1 日から 9 月末日 まで	午前 9 時から午後 7 時 まで
	体育館	通年	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで

」

を

「

松川運動公園	グラウンド	1 月 1 日から 1 月末日 まで及び 11 月 1 日から 12 月末日まで	午前 9 時から午後 5 時 まで
		2 月 1 日から 3 月末日 まで及び 10 月 1 日から 10 月末日まで	午前 9 時から午後 6 時 まで

		4月1日から9月末日まで	午前9時から午後7時まで
	体育館	通年	午前9時から午後9時30分まで
	スケートボード場	通年	午前9時から午後9時30分まで

」

に改める。

別表第を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

（単位 円）

公園名	使用料区分	施設名	単位	使用料				備考
				市内者		市外者		
				一般	小・中学生	一般	小・中学生	
北谷運動公園	施設使用料	野球場	1時間	1,100	220	2,200	1,100	全面
		多目的広場		550	110	1,100	550	全面
		テニスコート		440	80	880	440	1面
		会議室		220	40	440	220	1室
		卓球場		50	10	110	50	1台
	照明使用料	野球場		3,300	660	6,600	3,300	全面
		テニスコート		440	80	880	440	1面
少年スポーツ公園	施設使用料	多目的広場		550	110	1,100	550	全面

大佐野ス ポーツ公 園	施設使 用料	グラウン ド		550	110	1,100	550	1面
松川運動 公園	施設使 用料	グラウン ド		1,100	220	2,200	1,100	全面
				550	110	1,100	550	半面
		体育館		550	110	1,100	550	
		スケート ボード場	1回	300	100	300	100	
	照明使 用料	体育館	1時 間	220	40	440	220	
	スケー トボー ド場備 品使用 料	ヘルメッ ト	1個	100	100	100	100	
プロテク ター		1式	100	100	100	100		

備考

- 1 使用料の額は、消費税等を含めた額とする。
- 2 30分以下の端数時間の使用料については、1時間料金の2分の1の額とし、30分を超えて、1時間未満の端数時間の使用料については、1時間料金の額とする。
- 3 使用料の額を計算した場合において、その算定額に10円未満の端数があるときは、その10円未満の端数の額は、切り捨てるものとする。ただし、その算定額が10円未満であるときは、10円とする。
- 4 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 市内者とは、市民及び市内の事業所又は学校に勤務又は通学する者をいう。